り 災 証 明 願

高槻市 □消防長	□()消防署長	令和	年 月	日
申請者の住所(法人にあ	っては、事業所の所在地)	申請者の氏名(治	5人にあっては、 彳	名称及び代表者)
		電話 -	_	
(交付対象者の区分) □所有者 □相続人	□管理者 □保険金受取人	□占有者 □その他(□担保格	霍者)

	下記のと	おり、	り災の	証明を	を申請し	ます。	
り災日時		令和	年	月	日	時	分頃
り災場所	□申請ā 高槻市	音の住所と同	じ				
り災物件	□建物□船舶	·	容物(家) 空機	財等) □そ(□林野 の他	□車両	Ī
必要数及び提出先	通	□市役所 □その他(通	□税務	署 通)	□保険会 通	社 通
手数料の免除申請	□高槻市=□ □ □高槻市=□ 災程度が	F数料条例第 "	6条(1) (2) 施行規則 損。))による)による 第11条	もの。 もの。 (1)による		請します。 Eしている建物の、り

- 注 1 該当する□にはレ印を記入してください。
 - 2 申請者は、証明を必要とする人の住所、氏名を記入してください。
 - 3 やむを得ない理由で申請者以外の方が申請にこられた場合は、委任状を提出してください。ただし、代理人が同居家族、血族二親等、又はり災した消防対象物(同一管理権原を有するもので、かつ同一敷地内にある消防対象物を含む)の勤務者にあっては提出する必要はありません。
 - 4 この申請をする場合は、窓口に申請にこられた方が本人であることを証明するもの(免許証・許可証・身分証等)が必要となる場合があります。

取 扱	□消防本部□()消防署
手数料	□ 免除 高槻市手数料条例第6条(1)によるもの。 □ の場合の (2)によるもの。 □ 高槻市火災予防条例施行規則第11条(1)によるもの。(居住する建物の、り) 災程度が全損又は半損の場合。) □ 高槻市火災予防条例施行規則第11条(2)によるもの。 □ 徴収(¥)

救急搬送証明願

高槻市()消防署長			年	月	目	
申請者の住所(法人にあっては、事業所の所在地)		申請者の氏名	(法人にあ	っては、	名称及び代表者)	
	É	電話	_	_		
(交付対象者の区分)						
□本人 □相続人	□保険会	金受取人	口その)他())

下	記のとお	3り、救急	息搬送の	の証明る	を申請し	ょす。		
搬送日時		令和	年	月日	1	時	分	
出場場所	□□申記	情者の住所と同 方	司じ					
搬送された者	氏 名 生年月日	令和	年	. 月	(日	歳)		
収容医療機関								
必要数及び提出先	通	□市役所 □その他(通	□税務署)	子 通	□保	験会社	通
手数料の免除申請	□高槻市□	ついては下記の 手数料条例第0 ッ 火災予防条例が	6条(1) (2)	によるものによるもの) _o		請します。	

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
 - 2 申請者は、証明を必要とする人の住所、氏名を記入してください。
 - 3 この申請をする場合は、窓口に申請にこられた方が本人であることを証明するもの(免許証・許可証・身分証等)や、申請人以外の方が来られた場合は委任状、本人と申請者の関係を示すものが必要となる場合があります。

取 扱	□消防本部□()消防署	
手数料	 □ 免除 □ 高槻市手数料条例第6条(1)によるもの。 □ " (2)によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第11条(2)によるもの。 □ 徴収 (¥) 	

届 出 証 明 願

_				
高槻市 □消防县	長 □ () 消防署長	令和	年	月 日
申請者の住所(法人	、にあっては、事業所の所在地)	申請者の氏名	(法人にあっては	は、名称及び代表者)
		電話		
(交付対象者の区分) □所有者 □相続人	□管理者 □保険金受取人	□占有者 □その他(保権者)
	下記のとおり、届出の	の証明を申記	青します。	
発 生 日 時	令和 年	月 日	時	分頃
発生場所	□申請者の住所と同じ 高槻市			
届出内容				
必要数及び提出先	□市役所 通 通 □その他(□税務署 i	通 □保険) 通	会社 通
手数料の免除申請	この証明については下記の項目に □高槻市手数料条例第6条(□ " (: □高槻市火災予防条例施行規則	 によるもの。 によるもの。 		申請します。

- 注 1 該当する□にはレ印を記入してください。
 - 2 申請者は、証明を必要とする人の住所、氏名を記入してください。
 - 3 やむを得ない理由で申請者以外の方が申請にこられた場合は、委任状を提出してください。ただし、代理人が同居家族、血族二親等、又はり災した消防対象物(同一管理権原を有するもので、かつ同一敷地内にある消防対象物を含む)の勤務者にあっては提出する必要はありません。
 - 4 この申請をする場合は、窓口に申請にこられた方が本人であることを証明するもの(免許証・許可証・身分証等)が必要となる場合があります。

取 扱	□消防本部□()消防署
手数料	□ 免除 □ 高槻市手数料条例第6条(1)によるもの。 □ " (2)によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第11条(2)によるもの。 □ 徴収 (¥)

消防活動証明願

-		
高槻市 □消防長	長 □()消防署長	令和 年 月 日
申請者の住所(法人	、にあっては、事業所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者)
		電話
(交付対象者の区分)		
□所有者 □相続人	□管理者 □保険金受取人	□占有者□担保権者□その他()
	LIPHOLE X-100 C	7
	下記のとおり、届出の	の証明を申請します。 の証明を申請します。
発 生 日 時	令和 年	月 日 時 分頃
	□申請者の住所と同じ	
発生場所	高槻市	
届出内容		
レジャック 必要数及び提出先	□市役所 通	□税務署 通 □保険会社 通
	通 □その他() 通
		に該当するため、手数料の免除を申請します。
手数料の免除申請	□高槻市手数料条例第6条(
		2) によるもの。

- 注 1 該当する□にはレ印を記入してください。
 - 2 申請者は、証明を必要とする人の住所、氏名を記入してください。
 - 3 やむを得ない理由で申請者以外の方が申請にこられた場合は、委任状を提出してください。ただし、代理人が同居家族、血族二親等、又はり災した消防対象物(同一管理権原を有するもので、かつ同一敷地内にある消防対象物を含む)の勤務者にあっては提出する必要はありません。

□高槻市火災予防条例施行規則第11条(2)によるもの。

4 この申請をする場合は、窓口に申請にこられた方が本人であることを証明するもの(免許証・許可証・身分証等)が必要となる場合があります。

取 扱	□消防本部□()消防署	
手数料	 □ 免除 □ 高槻市手数料条例第6条(1)によるもの。 □ " (2)によるもの。 □高槻市火災予防条例施行規則第11条(2)によるもの。 □ 徴収 (¥) 	

委 任 状

<u>住所</u>
(代理人) <u>氏名</u>
上記の者を代理人と定め、下記の行為についての権限を委任します。
記
で発生した
の申請の件。
令和 年 月 日
住所
<u>氏名</u>